

旧尚恵成人寮建物の撤去に係る事務手続き（補助金関係）

1. 旧成人寮が導入した補助金の状況

(1)建物本体

- ・昭和 54 年度補助事業、鉄筋コンクリート 2 階建寮舎新築（国庫補助施設）
- ・耐用年数 47 年
- ・取得価額 133,270,000 円（うち国庫補助金 54,539,000 円）
 - ・平成 28 年 3 月 31 日期末帳簿価額（減価償却残額）37,955,296 円（うち国庫補助金 ¥15,532,708 円）
- *耐用年数の大半を経過しており、建物の撤去に当たって特に補助金が問題になることはない。（独自の判断で撤去工事を行っても問題なし。）

(2)スプリンクラー

- *補助事業名：平成 23 年度茨城県社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金特別対策事業（スプリンクラー整備事業）
- *事業根拠：社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領（厚労省、社会・援護局通知）
- *事業経過
 - ・H23.5.30 県内示（自立支援担当 G）：内示額 13,149 千円（国庫補助 9,861,750 円、県補助 3,287,250 円）
 - ・H24.1～3/28 工事（パッケージ型消火設備（スプリンクラー等））
 - ・H24.3.31 交付確定通知書（平成 23 年度茨城県障害福祉施設整備費補助金（スプリンクラー整備事業）交付確定通知書：確定額 13,149 千円（期末所有資産（帳簿価額））
 - ・取得年月日＝平成 24 年 3 月 26 日、
 - ・取得価額＝24,465,000 円（うち補助額 13,149,000 円）
 - ・耐用年数 8 年
 - ・平成 28 年 3 月 31 日期末帳簿価額（原価償却残額）＝ 11,977,657 円
（うち国庫補助金 6,437,533 円）

2. 補助事業の清算について

- ・国庫補助事業により取得した財産は、原則として、事業実施後 8 年を経過するまでは処分できない。

（ ⇒裏面につづく ）

- ・国庫補助金については、毎年会計検査院の調査が行われており補助金適正化法（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」）に基づき、補助金導入後の事業の有効性が調査されるが、万一、会計検査院の調査の対象に当たって不正な工事発注や対象物件の不適切な利用方法などについて指摘を受けた場合、県は、会計検査院及び厚労省に対してその原因及び事後処理状況等の報告を行うだけでなく、場合によっては補助金の返還を求められることとなる。

（この会計検査院の調査は、当該補助事業の有効期間中対象となるが、補助事業の本数は県全体では非常に多いため、実際には、スプリンクラーのような金額が少額の補助事業が検査の対象に選定される確率はごく小さい。）

2. これについて県に内々に聞いた結果は以下のとおりであった。

- ・スプリンクラー設置に係る補助事業に関して、国庫補助は8年又は10年のしぼり（耐用年数）がある。（県障害福祉課自立支援担当グループ〇〇主任）
- ・当学園のスプリンクラーは、おそらく8年（財産上も耐用年数は8年となっている）である。（県障害福祉課、前担当の〇〇係長）
- ・国庫補助事業の場合、建物などは厳密に8年の縛りが有るが、設備の場合はそこまでは厳密でなく、例えば耐用年数前に故障し部品が無いなどの理由により復旧が不可能な場合などは8年を経過しなくとも撤去が認められるが、そういったことがなければ、平成31年度までは現状のまま維持すべきである。（同係長）

4. 結論（案）

上記のように、国庫補助金を導入して取得した財産の処分は最低でも8年を経過するまでは行えない通例に従い、旧成人寮の撤去（スプリンクラーの撤去）は平成32年度以降となる。

ただし、電源及び水源の問題があり実際にはスプリンクラーの機能は破たんしているため、早期の撤去について今後も非公式に県と協議を行う。